

健 健 安 第 1517 号
平成 28 年 11 月 14 日

医療機関の皆さまへ

横浜市保健所長 豊澤 隆弘

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

厚生労働省より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」を一部改正する旨の通知がありましたのでお知らせします。

1 改正のあった疾患の例

(1) レジオネラ症

届出基準の検査方法に、喀痰の LAMP 法による病原体の遺伝子の検出を追加し、これに合わせて届出様式を変更。

(2) 侵襲性肺炎球菌感染症

定義で、菌の検出部位を「髄液又は血液などの無菌部位」に変更し、これに合わせて届出様式等を変更。

※その他の疾患の主な改正点については別添を参照。

2 施行期日

平成 28 年 11 月 21 日

3 その他

届出基準・届出様式は、横浜市衛生研究所 感染症情報センターのホームページをご覧ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/idsc/infection/todoke.html>

4 資料

別添 感染症法に基づく医師の届出における届出基準・届出様式の一部改正について

【担当】 横浜市保健所 健康安全課
健康危機管理担当
電話：6 7 1－2 4 6 3

感染症法に基づく医師の届出における届出基準・届出様式の一部改正について

施行期日：平成28年11月21日

	疾患名	改正の有無 [改正あり：●]		主な改正点
		届出基準	届出様式 (発生届)	
一類	4 南米出血熱	●	●	記載の適正化
	5 ペスト	●	●	記載の適正化
二類	1 急性灰白髄炎	●	—	2型ワクチン株ポリオウイルスによる無症状病原体保有者を届出の対象に追加
四類	5 黄熱	—	●	ワクチン接種歴を追加
	7 オムスク出血熱	●	—	記載の適正化
	8 回帰熱	—	●	記載の適正化
	9 キャサヌル森林病	●	—	記載の適正化
	17 西部ウマ脳炎	●	—	記載の適正化
	18 ダニ媒介脳炎	●	—	記載の適正化
	22 デング熱	●	●	臨床的特徴を修正、NS 1 の検査材料に全血を追加
	23 東部ウマ脳炎	●	—	記載の適正化
	27 日本脳炎	—	●	記載の適正化
	31 ブルセラ病	●	●	臨床的特徴を修正
	32 ベネズエラウマ脳炎	●	—	記載の適正化
	34 発しんチフス	—	●	記載の適正化
	35 ボツリヌス症	●	—	記載の適正化
40 リフトバレー熱	—	●	記載の適正化	
42 レジオネラ症	●	●	検査方法に喀痰のLAMP法による病原体の遺伝子の検出を追加	
五類	5 クリプトスポリジウム症	●	●	検査材料を追加
	9 ジアルジア症	●	●	検査材料を追加
	10 侵襲性インフルエンザ菌感染症	●	●	定義を変更 ^注 、検査材料を追加
	11 侵襲性髄膜炎菌感染症	●	●	定義を変更 ^注 、検査材料を追加。届出様式にワクチン接種歴を追加
	12 侵襲性肺炎球菌感染症	●	●	定義を変更 ^注 、検査材料を追加
	16 播種性クリプトコックス症	●	●	記載の適正化

注 侵襲性感染症として、菌の検出部位を「髄液又は血液などの無菌部位」に変更。

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（平成28年11月7日健感発1107第1号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を元に作成。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000142154.pdf>